

中国の都市計画と住民生活

熊田俊郎

はじめに

都市はそれ自体、公共財である。日本は柳田國男が言うように、「そなたくさんの都市の、入用でない国¹」であった。それでも計画的な都市を古来建設してきた²。中国は都市文明の国である。中国の古代文明が都市国家・邑の文明として登場して以来、営々と都市を建設してきた。

人類が集落を形成するときには何らかの計画行為がみられる。今日この計画行為を都市計画という。アメリカでCity Planning、英国でTown Planningなどと呼び、日本では都市計画、明治期には市区改正と呼ばれていた。中国では城市規劃という言葉が一般的である。以下「都市計画」という言葉を使うが、それはさまざまに呼ばれる都市をめぐる計画行為のことである。都市計画はハードな施設の計画（physical plan）にとどまらず、ソフトな社会システムまで含む総合計画という発想が今日ではある³。もちろん今日でも都市計画という場合、フィジカル・プランニングの要素が強い。さてその都市計画は施設（道路・水道などのインフラと建物）の設計という面と同時に、都市特有の人々の行為の制限、私権

1 柳田國男「都市と農村」『柳田國男全集4』筑摩書房1998年、183-184頁。柳田は「支那を歩けば至る処で目につくような、高い障壁をもって郊外と遮断し、門を開いて出入りをさせている商業地区、そのようなものは昔からこの日本にはなかった。しかるに都市という漢語をもって新たに訳された西洋の町場でも、やはり本来はこの支那のほうに近く、…」と都市を説明している。

2 日本の歴史上の計画的都市建設のピークは、中国の都市を模範とする7世紀末から8世紀と、城下町を建設する16～17世紀である。

の制限という側面がなくてはならない。

中国は1912年の民国成立頃より近代都市計画の考えが導入される。そこにはアメリカ留学組と日本留学組の活躍と競合があったようである。1949年以降ソ連型の都市建設の影響を受けながら中国特有の方法で都市という公共財を運営してきた。社会主義型都市から市場経済時代の都市への推移を経て、何が変わり何が継続しているのか明らかにする必要がある。本稿ではそのような問題意識をもとに、試論的に現代中国の都市を見てゆきたい。

1. 都市計画と中国

中国都市の変貌は激しい。写真1・2は北京の長安街東単から王府井付近である。北京は元来東西南北に貫通する大通りはなく、長安街は近代になってから貫通した。20年の時を隔てて、長安街はボリュームの大きな建築に囲まれる通りになっている。以前も党・国家の権威を象徴する大きな建物はあったが、現在は写真2のように外資（これは香港資本）をいれた「資本主義的」巨大建築が林立する。三環路（環状3号線）内は超高層建築ができないため、この長安街の延長上の三環路付近には超高層ビルが林立し、そのデザインの奇抜さと相まって、市場経済の行き着く先を象徴する建物になっている。都市のデザインは社会を象徴するという意味で、今日の中国を象徴する景観を形作っている。写真3・4は上海の黄浦江をバンド側から撮ったものである。1990年頃黄浦江右岸に、水牛が農耕をしている姿を見ることができた。今や世界の金融センターを目指してこれまた奇抜な超高層ビルが林立している。

こうしたフィジカルな変化に目を奪われることは仕方ないが、中国の計画をめぐるものの考え方を見ておくことにする。

都市計画とは都市を計画的に建設することであり、何らかの設計がなければ人工物は作れないという意味では人類が都市をつくって生活を始

3 加藤晃・竹内伝史『新・都市計画概論（改訂2版）』共立出版2006年、6頁。なお筆者も参加した橋本和孝・藤田弘夫・吉原直樹編『世界の都市社会計画』東信堂2008年も同様な発想に基づく書物であった。



写真1 北京・長安街1990年頃



写真2 北京・長安街2010年頃



写真3 上海・黄浦江1990年頃



写真4 上海・黄浦江2010年頃

めた時から存在する。中国の文明は都市文明の側面を持つから、世界でもっとも古くから都市計画があった地域ということもできる。中国の『都市計画史』『都市建設史』と題する書物はその多くが考古学時代から始めることを例とする⁴。日本の標準的教科書もその前史としてメソポタミア、ギリシアからローマ、そして中国の古代都市に触れるものの、それが主題ではない。あくまで人類の計画的営みとしての紹介にとどまる。都市の歴史を見ると、17、18世紀にはじまる産業革命の波が実際に人々の生活を大きく左右するようになるのは19世紀に入るところである。19世紀の初頭には工業化による都市の肥大化が深刻になり、ロンドンのように人口100万人を超える都市も出現する。そこで発生する都市問題への対応を余儀なくされる。R.オーエンが工業村の計画を進めたり、19世紀

4 たとえば標準的な都市計画史のテキストである汪德華『中国城市规划史綱』東南大学出版社、2005年は紀元前2070年からその歴史を始める。

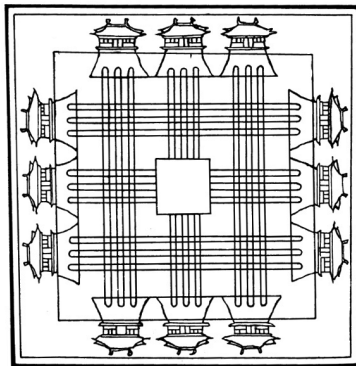
末にE.ハワードが『明日』を著わして田園都市garden cityによる大都市問題の解決を目指すということを始め。これ以降を近代都市計画とする。日本も19世紀の明治期に入ると、近代経済に合致しない交通網や開国に伴う伝染病対策の衛生問題など都市の近代化の必要が現れ、20世紀に入ると日露戦争後の工業化に伴う工場と住宅、都市の肥大化などの都市問題への対応を余儀なくされて近代都市計画が登場する。1919年の都市計画法（旧法）もこうした流れの中で制定される。中国における都市計画は、何に対処するためのものなのかを考えてゆかなくてはならない。

中国の都市計画史は、理念の実現に多くのページを割く。古代の理想都市は、孔子が理想とした周公旦が著わしたとされる（実際の成立は後世の戦国期とされる）『周礼』に現われる構造とされる。「周礼考工記」を図示したものはいくつかあるが、次のものがよく知られる。

(二) 关于周王城的复原

《周礼·考工记》说：“匠人营国，方九里，旁三门，国中九经九纬，涂除九轨，左祖右社，面朝后市，市朝一夫。”后人根据这个记载，画出了周王城复原图

周王城图



（《三礼图》宋·董道文集注 上海同文书局石印本）

図1 『周礼考工記』の図案

現実にこのプランの通りに建設された都城はなかったようであるが、都市を構想する際の一つの理念として後世まで生き続ける。中国古代の

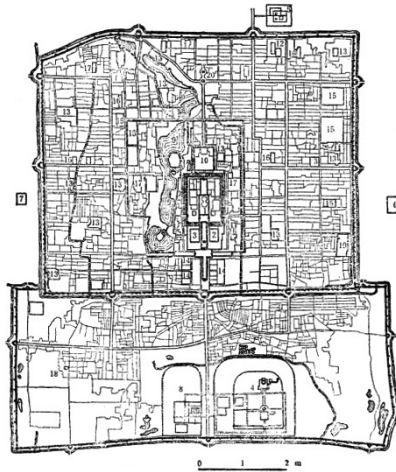
思想に「天円地方」（天は丸く、地は四角）の考え方があり、地上を支配する皇帝の都城は四角な地上の縮図である方形を取る。図1の都城のプランも方形である。皇帝は地上を支配するために直接の部下である官僚（知県）を県に派遣して版図を治める。県は秦代以前から中国の地方制度の基本単位であり、今日まで続く⁵。県は官僚が派遣され支配の拠点となる都市（県城）を第一義的に指し、その管轄範囲の農村部まで含む地方を指す言葉でもある。北京のように大きな都市は二つの県（宛平県、大興県）に管轄される例もあるが、一般に地方は1県1地方である。複数の都市的集積（鎮）を持つ県もある。都市としての県城は都城のイミテーションとなる。中国に四角い都市が多い理由である。都城や県城は支配のための儀礼空間を持つ。

2. 北京の都市史

北京は中華人民共和国の首都であり、古来の都城に相当する。政治的背景を持つ都市計画政策も北京をめぐる動きをみるとよくわかる面がある。ここでは北京を例にとって1949年以降の中国都市を見ておきたい。

中国は同じ場所、近接する場所に都市を建設し続けることが多い。前代の都市が破壊された後、その跡に次世代の都市が建設されることも珍しくない。漢代の長安から遠くない場所に唐代の長安が建設され、同じ場所で規模が10分の1以下に縮小されて明清の西安城となり現在の西安になっているようなものである。北京の場所は薊、燕などと地方政権の中心都市が置かれていた。全国政権の都城としては、金の中都がおかれ、元のフビライ皇帝が金・中都の北東の隣接する場所に大都を建設し、これが現在の北京のもとになっている。元を北方に追いやった明の永楽帝が即位すると自らの根拠地である北平府（旧大都）を京師順天府と改称して遷都した。これが1421年のことである。その後工事を続け、嘉靖年間の1564年に一応の完成を見る。この北京城が20世紀まで続くことになる。1959年に中華人民共和国建国10周年にあわせて都市の大改造を行う

5 今日では県をより大きな市に編成替えする傾向にある。



清代北京平面图

- 1—宮殿； 2—太廟； 3—社稷壇； 4—天壇； 5—地壇； 6—日壇；
7—月壇； 8—先農壇； 9—西苑； 10—景山； 11—文廟； 12—國子監； 13—諸王府公主府；
14—衛門； 15—倉庫； 16—佛寺； 17—道觀； 18—伊斯蘭寺禮拜寺； 19—貢院； 20—神鼓樓

（《中國城市建设史》 同濟大學城市規劃教研室編 中國建工出版社1982年版）

図2 北京城図

が、この間400年間都市の基本構造に大きな変化はなかったといえる。とくに北京は戦火によって大きく破壊されることがなかったため、近年まで古い北京がよく残っていた。図2に城郭都市北京のプランを示す。四角を上下にふたつ並べたような形のため「呂」の字型という。

もともと都市城壁を二重にする予定であったが、外城の南部分ができた時点で内城につないだため、北を内城、南を外城という。

北京の現代史を見ると、1945年に第二次世界大戦が日本の降伏で終わると、中国では国共内戦が再燃する。北京は国民党政権が確保していたが、1949年の1月31日に交渉の末開城となり、共産党の手に移る。これを解放という。3月25日には中共中央が北京郊外の香山から移駐する。9月27日に北平市を北京市と改称する。そして10月1日に毛沢東が天安門上で中華人民共和国の成立を宣言する。この間、5月には中共北京市と北京市政府によって北京市都市計画委員会が設立されている。つまり

中央政府成立に先行して都市計画部門は作られている。また北京開城の時期、共産党軍の関係者が梁思成のもとを訪れ、和平交渉が決裂して戦闘になった場合に砲撃対象から外すべき歴史的文物を確認していったという。文化大革命期の破壊や今日の都市改造の名のもとに進む破壊との比較で興味深いとともに、共産党が民族表象を重視していた証拠として興味深い⁶。

「解放後」の最初期は天安門広場の改築などを除けば、墓地やバラックの整理、下水溝の改修など混乱の中で停滞していた都市社会資本の整備が中心である。天安門広場は今日の規模ではなく、もともと天安門は皇城の正門であるが、その前の三座門の空間を拡張して建国宣言のために16万人集会可能な広場を造ったものである。

中国で本格的な都市整備は五カ年計画の中で行われる。1953-57年の第1次五カ年計画は最初の本格的都市整備の時期でもある。北京では①市の中心部に政府部門を置く、②工業技術センター化を進める、③歴史を出発点とする、④歴史と調和を図る、⑤道路網の整備、⑥水資源の開発といった方針のもとに都市整備が進められる。またこの時期の1954年に北京の建築事務管理局（後の都市計画管理局）ができ、それまで各単位がバラバラに行っていた建設の統制をするようになる。この第1次五カ年計画の時期はソ連からの技術者が大きな役割を果たした時期で、とくに蘭州計画で工業都市の新市街建設などがあった時期である。ところでソ連でもそうであったように、社会主義的合理性と伝統的建築様式とは相いれない面がある。これが大屋根（大屋頂）論争になってゆく。

1966-76年は文化大革命の時期で、1966年には都市計画の執行停止が指令される。都市計画の再開には改革開放の時代を待たなくてはならない。1978年末の共産党第11期三中全会で改革開放の方針が決まり、79年から改革開放の時代に入り、とくに1992年の鄧小平の「南巡講話」以降社会が激変する。中国ではこの79年以降をそれ以前とは異なる社会のように記述することが多い。

6 拙稿「梁思成の生涯と北京の都市建設—ナショナルリズムと都市を考えるために」『駿河台法学』21（2）、2008年。

改革開放時代の都市計画の再開を見ると、1980～86年までに北京、上海、天津、瀋陽、広州など38都市の全体計画が国務院により批復（審査意見の通知・承認の手続き）が終了するなど都市計画が動き出す。北京に関していうと91年に計画の改定作業に着手、92年に国務院からの意見伝達、93年に承認を受けている。この93年計画に王府井、西単、前門商業区、西城金融街、中央CBDや都心から10～20km圏のニュータウン（辺縁集団）10か所の建設が盛り込まれる。下の写真5は改造前の王府井大街であるが、現在写真6のように大きく変貌している。また写真2のように東方広場という外資系の巨大ビルも入口に建って景観の変化を印象付けている。こうした変化の大もとが改革開放期の都市計画の再開によって生まれたものである。



写真5 1990年頃の王府井



写真6 現在の王府井

3. 都市計画の法制

都市計画が国法上位置付けられるのは比較的新しい。1984年に都市計画法（国務院令）が制定され、1989年に都市計画法（施行は1990年）が制定される。2007年に都市・農村を一体的に計画する城郷計画法（城郷規劃法）が成立し、2008年1月の同法施行に伴い、都市計画法は廃止された。基本的考え方に変化はないので、ここでは旧都市計画法に基づいて議論を進める。都市計画法は全6章46条からなる。第1章総則、第2章都市計画の制定、第3章新市街地開発と既成市街地改造、第4章都

市計画の実施、第5章法律責任、第6章附則からなる。この法律を日本や欧米の都市計画と比較すると、中国の独自性が現れる。以下3ヶ条ほど具体的条文を見てみる。

まず法律の目的を見ると、

第1条 都市規模と発展方向を確定し、都市の経済と社会発展目標を実現し、合理的な都市計画と都市建設を進行し、社会主義現代化建設の需要に適応するため、本法を制定する。

とある。日本などは無秩序な都市開発を防ぐため、私権の制限による開発コントロールが都市計画の目的となる。中国の場合には経済建設のためにどのように都市を使うかに主眼が置かれている。

次に都市計画区域を見てみる。

第3条 本法にいう都市とは、国家が定めるところの直轄市、市、鎮をいう。本法で都市計画区域というのは、市区、近郊区、及び都市行政区域内の都市建設と発展計画のある区域を指す。都市計画区域の具体的範囲は、都市人民政府が作成する都市総体計画の中で定める。

とあり、都市計画区域の概念があることがわかる。日本では1919年都市計画法（旧法）で行政区域とは別に都市計画区域を導入した。日本の場合には規制の網をかける範囲を市街地よりも広くかけて開発のコントロールを行うことが目的である。中国の戸籍制度では都市と農村の峻別が厳しく守られる。都市区域になることは農村ではなくなることを意味する。都市計画区域について外形上は類似した制度であるが、その意味するところは社会的文脈を異にするといえる。

新市街地の建設と既成市街地の改造（日本の市街化区域の開発と既成市街地の再開発に当たる）を見てみよう。

第23条 都市の新区開発と旧区改建は統一計画、合理的配置、総合開発、等の原則を堅持する。（以下略）

市街化区域という概念は見当たらず新市街地を計画的に建設するとある。ここに規制すべき権利がない社会の特徴を見ることができる。

中国の都市計画の特徴の第一は、上述した通り、目的が経済建設にあ

ることである。日本などがいかに私権を制限し開発をコントロールするかということにあることと対照的である。この背景として、中国の社会主義的所有がある。現代中国では一貫して都市の土地は国有⁷である。現行憲法は1982年のものであるが、1988年に憲法修正が行われ同年これを受けた土地管理法の修正がなされる。土地使用権の譲渡が認められるようになる。こうして不動産は動くようになるが、資本主義国のように私有財産たる土地の開発行為を制限するということがない。一見すると「計画なきところ開発なし」のヨーロッパに似ているが、似て非なるものである。ヨーロッパは計画に沿った私権の行使であり、中国は「公権」の行使である。

第二は、日本や欧米の権利の制限は無秩序な都市の膨張、スプロールを防ぐことが重要な目的のひとつである。都市開発をコントロールすることによって収容人口をコントロールする。中国では戸籍管理により別途の人口流入をコントロールする手段を持つ。究極的には警察力により保障されるコントロールである。しかし1990年代までであった食糧配給制を背景とした強力な戸籍管理がなくなり、戸籍による人口管理がきかなくなって新たな問題を生んでいる。

第三は、都市計画制度の持つ性質である。住民参加の欠如、非公開性、決定権限の集中性（上位機関の優位）といったことに気付く。

第四に、一方で職務規範、関係者の道徳規範が盛り込まれている。各個人・単位の政府決定への服従義務（第34条）、担当者の職権乱用の禁止（第43条）など日本の条文にはないものが目立つ。日本の都市計画法制をみると、1888（明治21）年の東京市区改正条例（勅令）全16条、1919（大正8）年の都市計画法全33条、1968（昭和43）年の都市計画法現在全97条などを通して、決定者の権限のほか、技術や財政的裏付け費用負担などを含む制度が規定されている。中国の場合にはこれらに類する公課はあるが別途規定されているようで、職務規範のような「心構え」の列挙が見られる。

7 農村には集団所有がある。

実際の都市計画の運用を見てみよう。先に中国都市計画の非公開性に言及したが、実際に中国で都市開発に当たった人たち（日本人）の証言がある。全体計画、詳細計画、地域計画があるが、内容が非公開であること、マスタープランがわかっても具体的な鉄道・道路の路線や駅の位置計画を教えてもらえないこと、用途地域、容積率、建蔽率などもあるもののプロジェクト単位で当局と交渉による変更が可能であること、一部にそうした非公開情報を持っている業者がいて有利であること、非公開情報の流出などが少なくなりつつあることなど、現場で実務を担当したものにしかわからない情報が証言されている。非公開性は投機を防ぐといった目的があるようであるが、市場が成熟してくるとその発展を阻害し、何より不正の温床にもなる⁸。



写真7 北京市全体計画図



写真8 北京市区全体計画図

写真7・8は北京市と中心市街地部分のそれぞれの全体計画図である。このスケールのもは書物に掲載され、時には入手が可能である。詳細計画に至っては、ほとんど見ることはない。

8 芝田優巳・徳永貴司・林述斌・小林信夫（座談会）「鑑定セミナー 中国の不動産投資市場と鑑定評価—成長市場の現状と日本との違い」『不動産鑑定』2010年4月号、24-26ページ

4. 都市計画の「成果」

(1) 民族表象の再生産

広場はヨーロッパ都市においては、公共空間の代表として扱われる。中国における広場はその性質を異にするといえる。北京の都市計画の象徴といえるものに、天安門広場の改築がある。その改築のアイデアや現実を見ることによって広場の意味を考えたい。

前述したように、天安門広場は建国宣言に合わせて16万人規模に拡張された。その後1959年の建国10周年を記念して、100万人のパレードが可能のように拡張される。具体的設計に毛沢東、周恩来などの国家指導者が直接関与したことを関係者が証言している⁹。この時期に現在の天安門広場の北半分はほぼ出来上がり、1977年に毛沢東の遺体を安置する毛沢東記念堂の完成でほぼ今日の姿が出来上がる。

この広場をどのように意味づければよいのか。「広場」とは広い場所を示す言葉で、たとえば清朝時代に国家的儀礼を執り行う太和殿前の空間を「広場」と呼ぶ。もちろんこれは文武百官が整列する場所であって、一般の人民が立ち入れる場所ではない。天安門広場の意味づけを考えると、王朝の儀礼空間が社会主義の時代に合わせた儀礼空間として天安門の前に進出したものといえることができる。この天安門前が近代における様々な政治的イベントの現場となる。民国時代であるが五四運動の出発点になり、そうした「聖地性」のために第一次天安門事件（1987年）、天安門事件（1989年）の現場になる。大衆動員の儀礼空間として建設されたものが、大衆によるイベントの場として使われる。そのため時にこの広場の利用・立ち入りが厳しく制限されることがある¹⁰。図3に清朝時代と改築後の天安門広場のプランを、また写真9に現在の天安門広場を掲げる。

9 李志綏『毛沢東の私生活（上下）』文芸春秋社1994年に、周恩来が毛沢東の前にひざまずいて設計図を見ている様子が驚きを以って語られている。

10 拙稿「中国都市の公共空間試論—ギルド会館、広場、住宅団地及び『公共建築』をめぐって」藤田弘夫編著『東アジアにおける公共性の変容』慶應義塾出版会、第8章、2010年

さて北京城は都城として四重の城牆に囲まれている。都市としては外城と内城、さらに皇帝の居所が皇城と紫禁城となりいずれも城壁ないし牆壁が囲んでいる。清代には外城が永定門、内城が正陽門、皇城が天安門、紫禁城が午門がそれぞれ正門となり、太和殿などの前三殿、後三宮の宮殿群が中軸線を構成する。この中軸線を北に延長すると2008年の北京オリンピック村があり、その入り口には巨大な門柱が立っている。もう一つ北京で興味深いものとして中華世紀壇がある。北京オリンピック開催が決定した時にここで祝賀会が開かれた。玉淵潭公園の中にあり、地図ではわかりにくいかもしれないが、当時北京最大であった北京西駅が真南に見える。北京西駅は香港に至る列車の起点であった。1996年の香港返還を北京市内で象徴する場所といえる。このように中国の伝統的な都市の設計思想の要素である、中軸線あるいは中軸線様なもの再生産にきわめて大きなエネルギーを使うことが特徴といえる。中国の都市計画の特徴として、民族表象の再生産に大きなエネルギーを割いているといえる。

現在の北京では保存を決定した地区を除いて、大規模に伝統的町並み

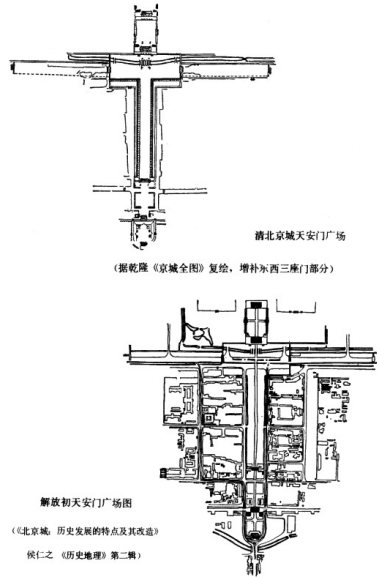


図3 天安门広場の平面図（清期末と改築後）



写真9 現在の天安门広場



写真10 オリンピック村の門柱



写真11 中華世紀壇

を破壊・再開発を行っている。一方でかつて「前時代の遺物」として破壊した城壁の再建・整備に力を入れている¹¹。

(2) 住宅

土地と住宅は不可分が原則である。ところで中国では建国時から土地は国有であっても住宅の所有は認められていた。建国時に社会主義国有化されたのは賃貸用に所有しているもので、自己居住住宅の所有は認められていた。文革時に個人用も社会主義国有化されたが、文革終結後に返還された。このように個人所有住宅もあるものの、社会主義体制の下では単位が配分する住宅(職場が従業員に配分する住宅)が主流であった。

改革開放の中でこの住宅が大きく変化する。1994年に都市不動産管理法が制定され、不動産の譲渡、抵当権設定、賃貸が法律に明記された。1990年代に単位住宅の個人住宅への移転が進む。2000年には単位の住宅配分制度がなくなり、住宅は商品房、房改房、賃貸住宅のカテゴリーにまとめられるようになった。この時期にディベロッパーによるプロジェクト型住宅開発が盛んに行われるようになった。小区、花園、別荘などと名付けられた高級住宅地の建設である。これらはいわゆる「ゲーテッド・コミュニティ」であるが、中国の住宅地がコミュニティといえるのかについて簡単に考えてみたい。

11 2000年代に入り、それまでほとんど崩れていた北京内城の東南部、崇文門から東南角楼までが整備された。

北京の伝統的住居である四合院は、元来は一族で居住するためのものであった。1950年前後の人口流入時期にまったく赤の他人の家族が複数で居住するようになった。筆者が見聞きしインタビューした範囲では、一般に四合院の住民の連帯は強く、またより条件がよいとされる集合住宅への移転を提案されても四合院の人間関係がよいため転居を断るケースが複数見られた。こうした四合院は前述のとおり、現在次々と壊して再開発がなされている。かつての単位住宅の場合、人間関係について詳しいことはわからないが、少なくとも職場で顔見知りである蓋然性は高い。ところが単位住宅の商品化が進んだ1990年代、単位外の住民が購入その他の方法で集合住宅に入ってきた。小区とくに富人区と呼ばれる高所得世帯向けの高級住宅の場合、オーナーの関心は安全とプライバシーであってプライバシーを妨害する催しを禁じることもある。

コミュニティという場合は、「われわれ意識we-feeling」の存在が必要であるが、改革開放時代の都市計画、都市政策は住民のプライベート化を加速しているように思える。今後の課題である。

都市計画による四合院改築の事例としてしばしば取り上げられる、北京市東城区菊兒胡同について触れる¹²。これは劣悪な居住環境として1987年から北京市政府が再開発を手掛けたもので、その最初期の事例である。2000年頃筆者が住民にインタビューしたところ、北京市長に直訴することによって改築されたものと受け止め、市政府の努力に感謝していた。四合院はもともと平屋であるが、三階建てにしたため日中でも照明が必要になっていた。政治主導のちぐはぐさが表れている事例ともいえる。

おわりに

中国の都市計画を見てきたわけであるが、これをどう評価したらよいであろうか。都市の公共インフラの整備水準は、その社会経済的、文化的水準によって要求水準が決まるものである。上水下水、道路、エネル

12 董光器編著『古都北京五十年演變録』東南大学出版社2006年、203-208頁参照。

ギー供給など一定の水準の対応がなされるようになったということでは
できる。しかし冒頭にみたように都市のソフトな運営システムという点で、
その配慮にエネルギーが注がれているかと言えば疑問を持たざるを得な
い。書店の都市計画のコーナーには膨大な本があふれているが、そこに
目立つ分野はプロジェクト型高級住宅開発の設計事例集である。これが
現在の中国で、都市計画のどこに焦点が当てられているのかを示すもの
となっている。

中国の都市を見ていて気づくこととして、ある種の公共施設が欠如し
ていることがある。公会堂、公民館などの多目的集会施設である。これ
は社会体制の中で禁じられているというよりも、住民が必要としていな
いからでないかと思われる。都市計画は社会、文化の反映でもある。中
国における地域集団の在り方も含め今後の課題である。

近年の中国における都市計画に関する論考で気になる動向として、世
界都市を目指すというものがある¹³。そうした論考の中には、先進国に
はニューヨーク、ロンドン、東京のような世界都市がある。2050年まで
には北京も世界都市の仲間入りをするよう施策を進めるといったたぐい
の議論がある。明らかにサスキア・サッセンのグローバル都市論を下敷
きにしている。しかしサッセンのグローバル都市はバラ色の未来を約束
するものではないし、また計画的に目指すものでもない。「世界都市戦略」
を採用しようとしているといえる。国家レベルの動きであるのかさらに
注視する必要があるが、少なくとも北京市では有力な動きといえる。こ
れまでの民族表象の再生産に加え世界都市戦略が、中国の一つの都市計
画のトレンドとなるのかもしれない。

13 拙稿「中国都市の『世界都市化』をめぐる一考察—北京、上海、および広州を
事例として」『法学研究』（慶応義塾大学）84（6）、2011年。